

議案第6号

東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の廃止について

東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令を廃止する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 提案理由

東広島市訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程（平成11年東広島市訓令第12号）の廃止等に合わせ、東広島市教育委員会訓令で定める各様式の規定に係る特例を廃止するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができ

ない。

- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令（平成 11 年東広島市教育委員会訓令第 3 号）
- (2) 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令（平成 31 年東広島市教育委員会訓令第 1 号）

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。